【衛生管理者とは】

職場において労働者の健康障害を防止するため、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、 その事業場専属の衛生管理者を選任しなければなりません。

矢上キャンパスの労働者数

<教員数> 285名

<職員数> 164名

<学生数 (2018) > <u>3639名</u>

3 · 4年生: 1900名 修士課程:1442名 博十課程:297名

事業場労働者数と衛生管理者の選任数

- 50人以上~200人以下 1人以上
- 200人超~500人以下 2人以上
- 500人超~1,000人以下 3人以上
- 1,000人超~2,000人以下 4人以上
- 2,000人超~3,000人以下 5人以上
- 3.000人超 6人以上

[矢上キャンパス]

衛生工学衛生管理者:1名 衛生管理者:2名

「常時1,000人を超える労働者を使用する事業場」、または「**常時500人を超える労働者を使用し、かつ法** 定の有害業務に常時30人以上の労働者を従事させている事業場(以下「有害業務事業場」)」では、衛生管 理者のうち、**少なくとも一人を専任**としなければなりません。さらに、法定の有害業務のうち一定の業務 を行う有害業務事業場では、**衛生管理者のうち一人を衛生工学衛生管理免許所持者から選任**しなければな りません。

- 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 2. 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 3. ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 4. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 5. 異常気圧下における業務
- 6. 削岩機、鋲打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- 7. 重量物の取扱い等重激なる業務
- 8. ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 9. 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、 二酸化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガ スを発散する場所における業務
- 10. 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

【衛生管理者の業務】

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- ③ 健康診断の実施その他の健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 労働災害防止の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

等のうち**衛生に関する技術的事項の管理**を行います。

また、衛生管理者は少なくとも**毎週1回作業場等を巡視し**、設備、作業方法又は衛生状態に 有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じな ければなりません。

【厚生労働省HPより転載】

労働者の健康障害を防止するための作業環境管理、作業管理および健 康管理、労働衛生教育、健康保持増進対策、メンタルヘルス対策など



【衛生管理者試験】

第一種衛生管理者:すべての業種で選任可能

第二種衛生管理者:有害業務以外

<受験資格>

● 学校教育法による大学(短期大学を含む。)または高等専門学校【注 1】を卒業した 者で、 その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの 他

→ 事業者証明書提出

10 年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

<**試験科目:第一種衛生管理者**> 試験時間:3時間 五肢択一

◆ 関係法令(有害業務に係るもの) 10問

◆ 労働衛生(有害業務に係るもの) 10問

◆ 関係法令(有害業務に係るもの以外のもの) 7 問

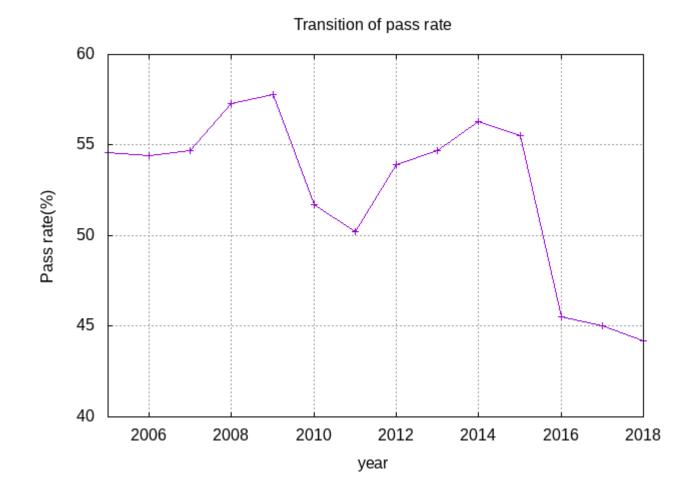
◆ 労働衛生(有害業務に係るもの以外のもの) 7 問

◆ 労働生理 10問

合格基準:各科目40%以上、かつ合計60%以上

<難易度>

- 合格率45%は他のビジネス系国家資格と比べると非常に高め(簡単?)
- 2016年度から難化か?(55% → 45%)
- 一発合格は20~30%?



<関係法令>

推進事項

目的

● 労働安全衛生法

危害防止基準の確率 責任体制の明確化 自主的活動の促進

安全と健康を確保 快適な職場環境の形成

- 安全衛生管理体制
- 一般健康診断(雇入れ時健康診断・定期健康診断・検査項目・結果の通知・海外労 働派遣者・給食従業員の検便)
- 衛生基準(気積・換気・照明・休養室・清掃・食堂及び炊事場)
- 事業所衛生基準規則(温度・空気調和設備の調整・燃焼器具・作業環境測定・点 検・騒音伝播の防止)
- 平均賃金・解雇・法定労働時間・時間外および休日の労働・労働時間延長の例外・ フレックスタイム制・時間計算・みなし労働時間・労働時間等に関する規定の適用 除外・1ヶ月単位の変形労働時間制・育児時間)
- 休憩・休日・年次有給休暇
- 年少者・妊産婦等・
- 就業規則・寄宿舎規則
- 監督等・事業者の手続き等

作業主任者・特別教育・譲渡等の制限・製造禁止と許 可物質・特殊健康診断・健康管理手帳・有害作業の衛 生基準・じん肺法・有機溶剤中毒予防規則・特定化学 物質障害予防規則・電離放射線障害予防規則・酸素欠 乏症等防止規則・粉じん障害防止規則・石綿障害予防 規則・定期自主検査・作業環境測定

<労働衛生>

- 作業環境管理・作業管理・健康管理・教育方法
- 温熱環境(温熱条件・空気環境の測定・温熱指数)・空気環境・視環境
- VDT作業・重量物取扱作業
- 受動喫煙の防止・ホルムアルデヒド濃度低減・健康保持増進・メンタルヘルスケア
- 労働衛生管理統計(健康管理統計・スクリーニング検査・疫学)
- 疾病休業統計
- 脳・心臓疾患(脳血管障害・虚血性心疾患)
- 熱傷・食中毒・熱中症
- 一次救急処置(反応の確認・呼吸の確認・心肺蘇生(胸骨圧迫・人工呼吸)・ AED・骨折・出血

有害物質の分類・化学物質の吸収・有毒ガスによる健康障害・有機 溶剤による健康障害・金属その他の化学物質による健康障害・粉じ んによる健康障害・職業がん・騒音による健康障害・有害光線によ る健康障害・職業性疾病・労働衛生対策・作業環境測定・局所排気 装置・作業環境の改善手法・労働衛生保護具・特殊健康診断の実施

<労働生理>

- 神経系(神経細胞・中枢神経系(脳・脊髄)・末梢神経系・自律神経系
- 体温調節
- 感覚器官(視覚・聴覚・嗅覚と味覚・一般感覚)
- 呼吸
- 血液・心臓と循環
- 消化と吸収
- 肝臓・腎臓
- 内分泌器官(ホルモン)
- 筋肉・運動機能検査・肥満度の評価
- 代謝・疲労・ストレス・睡眠

